

一般社団法人 日本洋菓子協会連合会 定款

平成 26 年 3 月 20 日認可による

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本洋菓子協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、洋菓子の生産、流通、消費に関する調査研究、技術者への指導及び消費者への啓発を行い、品質優良な洋菓子の普及を図ることで、国民の食文化と衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 洋菓子の生産、流通、消費に関する調査研究
- (2) 洋菓子の製造技術者への指導
- (3) 洋菓子に関する消費者への普及啓発
- (4) 洋菓子に関する展示会、講習会、競技大会の開催
- (5) 洋菓子の普及に功労のある者の表彰
- (6) 諸外国洋菓子団体との交流
- (7) 機関誌の発行及び図書の刊行
- (8) 洋菓子技術者の無料職業紹介
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

2. 前項第1号から第9号までの事業は国内で行うものとする。ただし、第6号の事業については国外においても行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 洋菓子製造販売業者、洋菓子製造技術者又はこれらに準ずる者をも

って組織する公益法人又はそれに準ずる団体。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会で推薦された者。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になったとき及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2. 名誉会員は、会費を納付することを要しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、この法人に対し1ヶ月以上前に通知するものとする。

(除名)

第9条 正会員及び賛助会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員及び賛助会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この

法人に対する当該会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. この法人は、正会員及び賛助会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 正会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は当該団体の定款に変更があったときは、直ちにこの法人にその旨を届け出なければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費等の金額
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(召集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 社員総会に出席することのできない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。なお代理人により決議をする場合は、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。この場合においてはその手続きを第16条第1項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから社員総会において選定された議事録

署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上26名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2. 理事のうち1名を会長とし、3名以内を一般法人法上の代表理事とする。
3. 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とし、専務理事及び常務理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事である専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長及び業務執行理事は、事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
4. 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

2. この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第31条 顧問を5名以内置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3. 顧問は、この法人の運営上の重要事項において、会長の諮問に応じる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた時はその限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、事業年度毎に会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 事業年度開始後、社員総会の承認を受けるまでの間の予算執行は前事業年度の例による。
3. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は剰余金の分配は行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第46条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会は、理事会から付議された専門的事項について調査、審議する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は原 光雄とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

○平成30年5月30日開催の第63期総会において一部改訂